

英語の受動文について

安 井 稔

0. はしがき

本稿は、英語における受動構文を、単に、対応する能動文と同じ意味を表す変異形として、いわば、機械的にとらえるのではなく、談話の流れの中で、いわば、機能的にとらえ直そうとしたものである。この角度からの考察は、特に、談話の流れが、非動作主を主語として要求する場合、英語という言語の中でとりうる構文の一つが受動文であるという立場を軸として、結局は、受動構文を、より大きな言語類型学的立場の中でとらえようとする試みとなってくるように思われる。

言語類型論的に言えば、受動構文は、日本語のように語順が比較的自由的な言語においてよりは、英語のように語順が比較的固定している言語において、より多くその必要性が感ぜられる構文であるというふうに考えてゆくことになるであろう。ただ、英語という言語に限って考えてゆこうとする場合、当然のことながら、非動作主を主語として要求すれば、いつでも受動構文の使用が可能であるかということ、決してそうではない。したがって、談話の流れが非動作主を主語として要求するいかなる場合に受動構文が実際に可能であり、いかなる場合に不可能であるかということに関する考察が不可欠となってくる。この問題に、ある程度の見通しを与えることは不可能ではないと思われるが、究極的には、意味的、文化的要因が介在し、一律に決定を下すことは困難である旨が示されるであろう¹⁾。

1. 能動文と受動文

英語の受動文には、まだ、よく分かっていない点が少なくない。1950年代後

¹⁾ 本稿は、「受身文と主語型言語」と題し、昭和53年7月19日、筑波大学言語文化研究会7月例会で行った発表に加筆したものであり、前半の部分には、安井(1975, 1978)の論旨と内容とが、多少の加筆とともに、受け継がれている。

半、変形文法理論がはじめて世に出たころ、受動文の派生は、変形操作の代表的なものとなされ、文と文との間に見られる規則的な関係に目を向けようとしなかったアメリカ構造主義言語学を論破する際、いわば、花形役者の役割を演じたものであった。現在でも、特に、変形文法入門書のたぐいにおいては、変形操作の典型的な見本として提示されている場合があるかもしれない。けれども、受動文が、変形文法理論全体の中で占める役割は、時とともに変わってきている。現在では、その定式化に関してはもちろん、それを変形によって導きだすべきであるかどうかということに関しても、意見の一致は得られていないといってよい²⁾。受動変形操作の変遷を詳細に論ずるのは、本稿の意図するところではなく、ここで深入りすることはしないが、少なくとも、受動文を、変形操作の典型的な見本として持ちだすことは、現在、ほとんど行われないうちでよいであろう。

受動文というのは、見かけよりずっと手に負えないものであるということである。例えば、受動変形という変形を認めるとしても、受動文に現れる *be + En* と前置詞 *by* とは、いつ、どのようにして存在するに至るのか、能動文の動詞の前にある名詞を後置し、動詞の後にある名詞を前置するという操作は、それぞれに異なる変形であるのか、それとも、同一の変形の異なる二つの操作であるのか。あるいは、問題提起をこういう角度からすること自体、正しいのかどうか。例えば、学校文法では、しばしば、直接話法の文を間接話法の文に転換する操作について述べている部分がある。そういうことに関する知識が英語の運用能力にとって無用であるというつもりはないが、理論的には不合理な面が含まれていると考えられる。我々の発話行為や言語行動においては、本来、話法の転換ということは存在しないものであるからである。実際に生ずるのは、ある人が話したことを別の人が伝えるという状況であり、その場合、話し手は、直接話法が間接話法のどちらかを用いればよいのであって、一方を他方へ転換する必要はない。つまり、直接話法と間接話法とは、与えられた場面を介して、一定の対応関係を示しているにすぎないものであって、直接的対応という必然性もたないものである。一定の規則的な対応がみられる場合があるのは、場面が一定範囲のものに限られているからであるにすぎない。

「ジョンは明日パーティに行くと言っていたよ。」というような場合、その「明日」という日は、まだきていないのなら、間接話法においても、依然とし

²⁾ この点については、Hasegawa (1968), McCawley (1970), Chomsky (1970), Bouton (1973), Perlmutter and Postal (1977), Fiengo (1977) などを参照。

て、tomorrow であり、the following day ではない。逆に言えば、直接話法から間接話法への転換というのは、直接話法の形を、一度、場面の中へ、いわば、もどしてやり、そこから、その場面を正しく表現する間接話法の言い方を求めるなら正しい形が得られるが、直接話法から間接話法へ、直接的に転換しようとする、常に正しい形が得られるという保証はない、ということである。そして、似たようなことが、受動文と能動文との間にもみられるかもしれないと思われる。

もしも、能動文と受動文との対応関係を、従来のような変形という概念でとらえようとする、自体が問題であるのなら、Kuhn (1962) のいう新しいパラダイム、つまり、ものを見る「新しい窓」を必要とするのであるのかもしれない。あまりうまくいっているとは思われないが、関係文法 (relational grammar) を軸とした Perlmutter and Postal (1977) などは、そういう試みの一つとみることができると思われる。が、いずれにしても、現在の生成文法のわく組みを用いている限り、こういうことに関する早急な結論や解決が得られる見通しは、あまり明るいものではないように思われる。ここでは、受動文の定式化という問題には立ち入らず、もっぱら、それがどのような場合に用いられるかということに関する側面の一つについて考えてみることにしたいと思う。

受動文がどのような場合に好まれるかということについては、多くの研究がある。代表的な例の一つとして、Jespersen (1924) を、ざっとみておくことにしよう。Jespersen によれば、能動文が用いられるか、受動文が用いられるかということは、文の中にある一次語 (primary) のどれに我々の関心あるいは視点が置かれるかということによって決まってくるものであり、発話時に最も関心のあるものが主語となるので、能動文になったり、受動文になったりということが生じてくるのであるという。実際に用いられている数多くの用例を調べてみると、受動文の主語に、より多くの関心が置かれるのは、次の五つの場合であるという (Jespersen, 1924, pp. 167-168)。

- (i) 能動文の主語が分からないか、容易に述べることができない場合: *He was killed in the Boer war. / The murderer was caught yesterday. / The doctor was sent for.*
- (ii) 能動文の主語が分脈から自明である場合: *His memory of these events was lost beyond recovery.* (これらの出来事に関する彼の記憶はすっかり失われもう取りもどせなかった。) / *She told me that her master had dismissed her. No reason had been assigned; no objection had*

been made to her conduct. (彼女は彼女の主人が彼女を解雇したと話してくれた。理由がはっきりしているわけでもなく、彼女のふるまいに対するとがめがあったというわけでもなかった。)

- (iii) ぶしつけになるのを避けるためというような能動文の主語を表さないための特別な理由がある場合。書かれた文章の場合、一人称の主語は、こういう理由で避けられることがよくある: *Enough has been said here of a subject which will be treated more fully in a subsequent chapter.* 以上の例では、いずれも、能動文の主語が明示されておらず、統計的には、70% から 94% の受動文は、能動文の主語に対する言及を含んでいないという。

- (iv) 能動文の主語が明示される場合でも、受動文の主語のほうにより大きな関心もたれている場合には、受動文が用いられる: *The house was struck by lightning. / His son was run over by a motorcar.*

- (v) 文と文との結合を容易にする場合: *He rose to speak and was listened to with enthusiasm by the great crowd present.*

しかしながら、受動文がどういう場合に好まれるかということ、最も一般性のある形でまとめるとなれば、次のように考えるのが自然であるように思われる。すなわち、受動文は、その文のテーマづけを担う主語として、動作主以外のものを文頭に置きたいときに用いうる構文の一つである。もちろん、こう述べただけで十分であるというわけにはゆかない。が、これは、少なくとも、Jespersen が五つに分けて述べた受動文の好まれる場合をすべて含みうる一般化であり、また、この一般化が与えられるなら、これら五つの場合を、ほとんどすべて、そこから系のごとく導きだすこともできるように思われる。また、Jespersen のいう「より大きな関心もたれている場合」などの言い方が十分に明確な概念でないことにも注意する必要がある。いずれにしても、もう少し細かな考察を加えてゆかなければならない。

2. 動作主主語について

まず、動作主以外のもの、すなわち、非動作主をその文のテーマづけを担う語として文頭に置くということが最も要求されるのは、その談話の先行する部分におけるトピックが、すでに、その動作主以外のものに決まっている場合であると考えられる(安井, 1978a, p. 183)⁹⁾。英語のように、語順が確立しており、文頭の主語の位置が、その文のテーマづけを担う仕組みになっている言語

においては、先行文脈のトピックが非動作主であるとき、問題となっている文の主語に、その文のテーマづけを担うものとして、この非動作主を文頭に置かざるをえない羽目となることがあり、そういう場合に用いられる構文の一つが受動文であることになる。このような場合、もしも、受動文を用いないとしたら、先行文脈におけるトピックの流れをねじ曲げなければならなくなってくるかもしれない。逆に言えば、そういうねじりを取り除き、談話の流れを真っすぐにするための手段の一つが受動文であることになる。

受動文は、その文のテーマづけを担う主語として、非動作主を文頭に置きたいときに用いられる構文の一つであるというのは、もちろん、そういう場合に用いられる構文が、受動文に限るわけではないことを意味する。しかも、このことは、いかなる場合に受動文が用いられるかということと密接な、表裏をなす関係にある。この点を、少しみておくことにしよう。

一般に、*have*, *cost*, *weigh* などの、いわゆる中間動詞 (middle verb) には、通例、受動文はない。もう少し正確にいうと、これらの動詞が、それぞれ、「...をもっている」、「...だけの金がかかる」、「...だけの重さがある」という意味の場合には、対応する受動文はない。*befall*, *lack* などの動詞の場合も同様である。これらの動詞は目的語をとることができ、その点では、一般の他動詞と変わるところがない。にもかかわらず、中間動詞には受動文がない。これは、明らかに不規則であり、この不規則性を説明するため、従来、様様の提案がなされてきた。最も簡単なのは、これらの動詞を、それぞれ受動化に関し、例外的な動詞であると指定することであろう。しかし、それは、いわば、不規則の中にみられる規則性を見失うことになり、好ましい方策であるとは言いがたい。

他方、こういう不規則性の中にみられる規則性に着目し、これを一般化しようとした試みに、Chomsky (1965) がある。Chomsky (1965) は、基底部に、*Manner* → *by* *passive* という書き換え規則を導入し、要するに、受動変形を、様態の副詞的語句を伴う動詞に限定するという巧妙な扱い方を試みている。しかしながら、*by* *passive* を様態の副詞的語句の一種とすることには、様々な無理があり、しかも、多くの場合、受動変形が、どうして様態の副詞的語句を伴う動詞に限られるのかということに対する説明は与えられずじまいになるという不備を含むことになるであろう。が、本稿におけるような立場を押し進めて

³⁾ 「文のテーマづけ」という概念については、安井 (1978b, 第5章「文におけるテーマづけの問題」) を参照されたい。

ゆくなら、受動文は、通例、対応する能動文が、様態の副詞的語句を伴う場合にのみ可能であるという事実は、主語が動作主である場合、その能動文は様態の副詞的語句を伴うことができ、主語が動作主でない場合、その能動文は様態の副詞的語句を伴えないことが多いという事実と相関的な関係にあるものとして、議論を進めてゆくことができると思われる。

すなわち、我々は、上で、非動作主を主語としたいときに必要となってくる構文の一つが受動文であると述べたが、この受動文の使用によって、その文の無標的テーマを担う位置から追われる羽目となる、能動文の主語は何かというと、それが、典型的には、動作主なのである。そして、主語が動作主であるなら、典型的に、様態の副詞的修飾語句を伴うるのである。ただ、様態の副詞的語句は、能動文の主語が動作主の場合に「典型的に」生ずるというのは、その主語が動作主でなくても、様態の副詞的語句が生ずるという場合が不可能ではなく、逆に、主語が動作主であっても、様態の副詞的語句が生じない場合もあることを考えさせる。少し調べれば、実際、そのとおりになっていることが判明すると思われる。

しかも、Chomsky (1965) には、受動化は、様態の副詞的語句が生ずる場合に生じ、また、その場合に限られるという考え方に立っているのであるから、上のような事実があるとなれば、二重の食い違いを生ずることになる。すなわち、(1) に示す二つの例外的な現象が生じてくることになると思われる。

- (1) (a) 様態の副詞的語句が生じていても、受動文はないという場合。
 (b) 様態の副詞的語句が生じえないのに、受動文は可能であるという場合。

しかしながら、我々が本稿でとってきた立場からすれば、少なくとも、このような矛盾は生じてこない。我々の立場は、受動文が用いられるのは、その文の

(2)

	能動文における動作主主語	様態の副詞的語句	受動化
(a)	+	+	+
(b)	-	+	-
(c)	+	-	+
(d)	-	-	-

主語に、非動作主をすえたいときであり、その際、(能動文の)主語の位置を追われるのは、典型的に、動作主であるとしているからである。問題となっている点のみを示すとすれば、(2)のような表が得られるであろう。

(2a) と (2d) は、いわば、典型的な場合である。Chomsky (1965) で困るのは、(2b) と (2c) の場合である。三つの因子の組み合わせは、(2) に示したもののほか、さらに四つあるけれども、少なくとも(2)に示したものに関する限り、受動文における非動作主主語という概念が、有意義なものとなってくるのは、明らかであると思われる。

ここで、実際に、(2b) や (2c) の例として、どのような文が考えられるのか、簡単にみておくべきであろう。次に示す (3) の例は、(1a) または (2b) に当たる例である (Labov, 1969, p. 757)。

- (3) (a) (?) The suit fitted me splendidly.
 (b) (?) John married Mary in a curious manner.

fit については、次の (4) に示すような例もあり、(3a) における疑問符は削ってもよいものではないかと思われる。

- (4) (a) The coat fits closely. (上衣がきっちり合う。)
 (b) The coat exactly fits me. (この上衣はきちんと私に合う。)
 (c) This hat fits me perfectly. (この帽子は私にぴったり合う。)

——『新英和活用辞典』(研究社)

次に、(2c) すなわち (1b) を示す具体的な例としてどんなものがあるかという、これは、少しめんどろである。が、次の (5) の例を考えてみることにしよう。

- (5) (a) He ate it raw.
 (b) He opened the door and went out for a walk.
 (c) It was almost noon: he ate a piece of bread and took a cup of coffee.

これらの文には、様態の副詞的語句はない。また、これらの文を、そのまま受動化して容認可能な文が得られるかどうか文脈の問題がからんでくるので、一概には言えないが、少なくとも、eat, open, take などの動詞が、一般に、受動文を許容するものであることは否定できないであろう。

予想される反論は、「確かに、(5) の各文は、与えられたままの形では、様態の副詞を伴ってはいないが、副詞的修飾語句は、随意的に、付加しようと思え

ばできるはずのものである。」というものであろうと思われる。が、問題は、正に、「随意的付加が可能であるか」という点に存する。Grice (1967, Pt I, p. 9) に従って、結論的に言えば、それは不可能なのである。

すなわち、たいていの行為動詞の場合、それに対する修飾要素の付加が許されるのは、その動詞によって表される行為が、非標準的 (non-standard) といつてよい種類のものであるときに限られる。例えば、(5a) や (5c) における eat に、様態の副詞的語句である greedily, quickly, slowly, hurriedly などの付加が許されるのは、通常でない場合のみであつて、(5) のようないわゆる標準的な場合には、付加してはならないのである。自由に、随意的に、付加することができると思えるのは、誤りなのである (Grice, *ibid.*)。したがって、例えば、(5a) のような例は、様態の副詞的語句を伴わないのに、It was eaten raw. は容認可能であるから、受動化は可能である例であることになる。

以上のようにみえてくると、少なくとも (2) に関する限り、受動文の生起を、様態の副詞的語句に結びつけて考える Chomsky (1965) の考え方よりは、非動作主主語に主語の座を明け渡す羽目となる動作主主語と結びつけて考える我々の考え方のほうが矛盾を含まない考え方であることになるとと思われる。(3) において、受動化のプラス、マイナスと一致しているのは、動作主主語欄におけるプラス、マイナスであつて、様態の副詞的語句欄におけるプラス、マイナスではないからである。なお、以下における論議の便宜上、(2) に示した組み合わせ以外のすべての組み合わせを次の (6) に示しておくことにする。

(6)

	能動文における動作主主語	様態の副詞的語句	受動化
(e)	+	+	-
(f)	+	-	-
(g)	-	+	+
(h)	-	-	+

もしも、様態の副詞的語句の生起を、受動文の生起にとって決定的なものではないということを確認したとして、(6) をみることにすると、(6e) と (6f) とは、ともに、動作主主語があつても受動化が行われるとは限らないという場合を示し、(6g) と (6h) とは、動作主主語がなくても受動化が行われうるという場合を示していると考えられることができる。動作主主語と受動化との関係

は、(2a) と (2d) の場合が最も典型的である旨を我々は、すでに、述べているが、(6) におけるような典型的でない場合の例があるとすれば、動作主主語の存在は、受動化にとって、必要条件でも十分条件でもないことになる。

結論的に言えば、(6e) と (6f) は、能動文に動作主主語があっても、受動文の主語となる非動作主主語が「受動文の主語としてふさわしいものでないなら」、受動化は生じないということを示しているものであり、(6g) と (6h) は、能動文に動作主主語がなくても、談話の流れが「能動文における非動作主主語以外の非動作主を主語の位置に要求し、しかも、この新しい主語が受動文の主語としてふさわしいものであるなら」受動文の生ずることがありうるということを示しているものと考えることができる。が、詳しくは、具体的な例とともに、後述の予定である。

3. 中間動詞について

前節 (→ §2) において、我々は、中間動詞が、外見上、他動詞に似ているにもかかわらず受動文をもたないのは、それらが、Chomsky (1965) の主張とは異なって、様態の副詞的修飾語句を伴いえない動詞であるからではないと考えるべきである旨を述べた。ここで、それらの中間動詞が、どういう性質の動詞であるのか、また、どうして受動文にならないのかという点について、少し考えておくべきであろう。

一般に、中間動詞については、気をつけるべき点が二つあると思われる。一つは、これらの中間動詞を含む文が、広い意味における存在文であると考えられるという点である。もう一つは、中間動詞の表面主語に関してである (→ §4)。ここでは、まず、中間動詞を含む文の存在文的側面について考えることにする。典型的な例は、よく知られているように、次の (7a) ようなものである。

- (7) (a) The room has two windows.
 (b) There are two windows in the room.
 (c) この部屋には窓が二つある。

この場合、(7a) と (7b) とが、その知的意味において変わりなく、(7c) の日本語は、(7b) の訳文としてだけでなく、(7a) の訳文としても、全く自然なものであることに注意すべきであろう。weigh や cost などのような場合、there 構文によるパラフレーズは、通例、行われぬが、それぞれ、目方や値段を示す数字が、目方とか値段という「ものさし」とか次元とか、あるいは、そういう「土俵」の中の、どのあたりに「存在」しているかということを示し

ているものであると考えることができる。

例えば、*cost* については、次の (8a) が、また、*weigh* については (9a) が、それぞれ、典型的な例であり、これらと平行的に存在する (8b) や (9b) の *at* を含む構文が、上のような考察を支える間接的な証拠の一つとなるであろう。

- (8) (a) This book cost five dollars. (この本は5ドルでした。)
 (b) I wouldn't buy oranges at 25 cents apiece. [Jackendoff, 1972, p. 44]
- (9) (a) John weighs two hundred pounds.
 (b) The champ weighed in at 654 pounds. (チャンピオンは、試合前の計量で654ポンドだった。) [Jackendoff, 1972, p. 44]

こういう角度からみることにすると、*have* が所有を示しながら、(7b) にみられるような *there* 構文によるパラフレーズを許さないような場合も、同じように考えてゆくことができると思われる。例えば、(10a) のような場合である。

- (10) (a) I have six brothers.
 (b) 私には男の兄弟が6人ある。

すなわち、(10a) は、「私」というものの、どういう意味においてであるにせよ、いわば、所有圏と称しうるものの中に、6人の兄弟が「存在している」ということを示している文であるとすることができる。(10b) の日本語は、正に、このことを明確に示している表現形式であると考えることができる。

しかも、(10a) は、上のごとき論点を証明するために曲げて作った日本文ではなく、(10a) に対する最も自然な日本語の表現であるということに注意すべきである。そういうことになってくると、先に、(7a) が一種の存在文であることを主張しようとした際、いきなり、それは (7b) のような *there* 構文によるパラフレーズが可能であるからであるとしたのは、やや短絡化した考え方に基づくものであって、実際は、むしろ、(7a) の文に対しても、(10a) に対して行ったのと同じような考察を加え、いかなる意味においてであれ、その部屋の所有圏と称しうるものの中には、窓が二つ「存在している」というように考え、そういう意味内容が、(7b) の表現形式にも具現化されるのであると考えるほうが、より一般化された、妥当な考え方であるように思われる。

このような考え方を、やや力づけてくれるかに思われることとして、(7a) に対する最も自然な日本文 (7c) と、(7a) とはやや異なるところのある (10a) に対する最も自然な日本文 (10b) との間に見られる見事な平行性を挙げること

ができるであろう。ただ、以上のような述べ方をすると、日本語の、いわば、論理に基づいて、英語における特定構文の特性を述べるという的外れの作業をしているのではないかという疑問を生ずるかもしれない。が、これは、そう心配するには及ばないことである。実際の思考過程が、そういう筋道をたどったのではないということもある。もう少し本質的には、そういうことが問題とされるべきではなくて、提示された仮説や説明が正しいかどうかということが問題とされるべきであると考えられるからである。この場合、真に問われなければならないのは、中間動詞を含む文の説明が、当面、英語について妥当であるかどうかということである。日本語に、それと矛盾しない現象があるなら、それは、少なくとも、歓迎すべき資料であるというにすぎない。

中間動詞を含む表現が、本来、存在文であるということは、意味論的に言うなら、あるものの存在・非存在を示しているだけのものであり、それが「動詞+目的語」という構文をとっているというのは、いわば、文法的なメタファーであると考えることができる。文法的なメタファーというのは、表現されるべき状況と、それを表現する言語形式との間における本来的な対応関係が破られて、一種のずれを生じ、その言語において優勢であると考えられる構造型の惰性的使用が顕現化している場合の表現であると考えられることのできるものである。この点を、意味論的・統語論的に考えてみることにしよう。

まず、次の(11)の文について、文法的メタファーともいうべき現象の意味的側面をみることにする。

- (11) (a) The elephant has tusks. (象にはきばがある。)
 (b) The stag has antlers. (雄ジカには枝角がある。)

(11)の(a)と(b)は、構造上は、「AがBをもっている」という形になっているが、実際は、「Aというものが、まず、存在していて、そのAが、Aとは別に存在するBというものを所有している」という意味ではない。象のきばは、象と別のところに存在しているわけではないし、シカの角は、シカと別個に存在するものではない。象やシカの体の一部に、それぞれ、きばと角があるという意味である。haveが、いわゆる譲渡不可能 (inalienable) 所有を表している場合は、常にそうであると思われる。結局、「Aの譲渡不可能所有部分としてBがある」という意味内容を、「AがBをもっている」という形で表現していることになるであろう。同じことが(7a), (10a)のような場合にも当てはまることは明らかであろう。

以上のことは、譲渡可能な (alienable) 所有を表している場合にも拡張して考えてゆくことが十分に可能であると思われる。譲渡不可能な所有の場合は、BがAの分離不可能な不可欠要素として存在していることを示しており、譲渡可能な所有の場合は、BがAかり切り離しうるものとして存在していることを示しており、存在ということ自体に変わりはないからである。典型的な例が、次の(12)のような場合である。

- (12) I have a pencil in my hand.
 (=There is a pencil in my hand.)

確かに、(12)が、(11)に比べ、「AがBを所有している」という意味に理解しうる度合いが大きいことは認められるが、(12)の場合の所有も、真の意味の所有 (cf. (20)) とは異なり、むしろ、BのAに対する在り方を示しているものと考えることができるからである。

やや異なる、しかしながら、関連ある例として、次の(13), (14)をみておくことにしよう。

- (13) (a) Mary has blue eyes. (メアリーは青い目をしている。)
 (b) Mary's eyes are blue.
 (c) *Mary has eyes.
 (14) (a) John has a good memory. (ジョンは記憶力がよい。)
 (b) John's memory is good.
 (c) *John has memory.

(13) や (14) が (11) の各文と異なるのは、(13c), (14c) の形が容認不可能であるという点である。(13a) の blue と (14a) の good が、それぞれ、省略不可能な修飾要素 (non-omissible modifier) であるとされるのはそのためである。(13c) のような文が容認不可能とされるのは、特に取り立てて言うに値しないからであるとされる。それなら、(11a) のように、象にきばがあるのは、自明ではないことなのかという問題が生ずる。が、この問題は、結論だけ述べるとなれば、省略不可能要素の決定には、それぞれの言語の背後にある文化の違いが反映されるということになるであろう。したがって、(13c) を例にとるなら、この文は、論理的、文法的には適格な文であり、(11a) の場合と同様、文法的なメタファーであるとしてよく、これに形容詞 blue を付加した (13a) は、本来なら、(13b) のごとき形で表されるべき内容を、(13c) の形に基づいて表現している形であり、いわば、二重に、文法的メタファーである文であると考え

ることができるであろう。

所有を表すとされる *have* を含む表現が、意味論的には、存在文であると考えられることを示す統語的な論述の一つとして、*have* の目的語が、通例、不定名詞句であって、定名詞句ではないという事実を挙げることができるであろう (cf. Rando and Napoli, 1978, p. 312)。存在を表す *there* 構文における独立変項としての名詞句も、通例、不定名詞句であって、定名詞句であることはないという事実と平行的であるからである。次の例 (15) は Rando and Napoli (1978, p. 312) から借用したものである。

- (15) (a) *New York has many high-rise buildings in it.*
 (ニューヨークには高層建築がたくさんある。)
 (b) **New York has my house in it.*

もちろん、*there* 構文にも、定名詞句表現の生ずる場合がいくつかある。いずれも、それぞれに理由のある場合であるが、一言でいうなら、その定名詞句表現における定冠詞が後方照応型のものに限られると言ってよいように思われる (安井、1978b, p. 241)。例えば、定名詞句が「極めて」という強意用法の最上級形容詞を伴っている場合 ((16)), 定名詞句表現が関係代名詞節を伴っている場合 ((17)), 定名詞句がリストの項目を示している場合 ((18)) などがそれである。次の (16), (17), (18) における (a) の文は Rando and Napoli (1978) からの例であり、各組の (b) は、*have* を含む対応構文の用例である。

- (16) (a) *There's the strangest bird in that cage.*
 (b) *He has the strangest bird in that cage.*
 (17) (a) *In England there was never the problem that there was in America.*
 (b) *In England they never had the problem that they had in America.*
 (18) (a) Q. *What's worth visiting here?* A. *There's the park, a very nice restaurant, and the library.*
 (b) Q. *What's worth visiting here?* A. *We have the park, a very nice restaurant, and the library.*

すでに述べるところがあったように、*there* 構文に通例生ずる不定名詞句が *have* 構文にも生じ、*there* 構文に通例生じない定名詞句は *have* 構文にも生じないという事実に加え、*there* 構文に例外的に生じうる定名詞句なら、やはり、*have* 構文にも生じうるという事実があるということは、*there* 構文と

have 構文との間にみられる平行性をほとんど動かしがたいものにしてしまうとみることができるであろう。次の (19) におけるように、there 構文によるパラフレーズがない場合でも、定名詞句表現が have の目的語として生じている場合には、その定冠詞は後方照応的なものであり、定名詞句自体は、存在文における場合と同様、情報構造上は、旧情報ではなく、新情報を表すものであることを予想させる。

- (19) In that country women do not have the right to vote.
(その国では婦人は投票権をもっていない。)

以上、中間動詞の have を含む例、特に、(7a), (10a), (11), (12) などは、一見、所有を表す文のように思われるが、本来的には、存在を示しているものであり、それが所有を示すかにみえるのは、文法的メタファーとでもいうべき現象が介在しているからであると考えらるべきである旨を述べてきたが、ここで併せ考えておくべきであると思われるのは、真の所有を示す文、すなわち、存在を示すのではないと考えられる所有文の場合である。典型的な例が own (=to possess something, esp. by lawful right) であり、当然予想されるように、その目的語には、have の場合とは異なり、不定名詞句はもちろん ((20)), 定名詞句も自由にくることができる ((21))。

- (20) He owns a large estate.
(21) This house is mine; I own it.

注意すべきは、次の (22) にみられるように、own には、いわゆる所有を表す have とは異なって、受動文が可能であるという点である。

- (22) The Canadian Pacific Railway is owned and operated by the Canadian Government.

own を含む受動文については、後でまた触れる折があると思われるが、(→§5)、暫定的な見通しで言えば、own の受動文が可能になるのは、通例、能動文におけるその目的語が定名詞句表現である場合に限られるのではないかと思われる。

中間動詞 have について述べてきたことが他の中間動詞にどれだけ当てはまるかということは、また別の問題であり、ここでは、これ以上立ち入らないことにする。全く同じことが他のすべての中間動詞に当てはまるということはいえないにしても、相似の思考様式で、かなりの部分を説明することができる

ことも明らかであるように思われる。なお、中間動詞に限らず、あるものの単なる存在・非存在を表している文には、その形が「他動詞+目的語」を含む場合でも、「自動詞+前置詞+目的語」を含む場合でも、対応する受動文がないということを豊富な実例によって示している文献に Bolinger (1975, pp. 68-71) がある。

4. 非動作主主語について

注意すべきであるとした残るもう一つの点は、中間動詞の表面主語に関するものである。まず、次に示す(23)の主面主語は、典型的に、非動作主を示すものである。

- (23) (a) The room has two windows. (= (7a))
 (b) This book cost five dollars. (= (8a))
 (c) John weighs two hundred pounds. (= (9a))
 (d) I have six brothers. (= (10a))

結論的な言い方をするなら、広義における存在文の主語は、必ず、非動作主であるとしてよいであろう。(23c) と (23d) の主語には、確かに、人間を示す語がきているけれども、非動作主文であることに変わりはない。ということは、これらの場合、人間が主語になっても、いわば、その人間性や動作主性が特に問題となっているのではなく、むしろ、ほかの「もの」と同列に扱われているということである。それは、例えば、次の(24)のような文が、訳文に示されているような意味をもっている場合と、平行的であるとしてよいものである。

- (24) John hit the car with a crash.
 (ジョンは、どすんと、その車にぶつかった。)

表面主語が非動作主であるというのは、意味論的に言うと、通例、そこから(有意図的な)動作が他に及ぶということがないということである。実際は、このように言い切るためには、いろいろの注釈を必要とする。例えば、風とか雨とか熱とかのように、動作主ではないが、動作主に匹敵する潜在的能力をもっていると考えられる天然現象などを表す語が表面主語になっている場合は除外されなければならないし、種々の名詞化形が表面主語になっている場合も、別の考察を必要とするであろう。しかしながら、最も一般的な場合を対象として考えてゆくというのであれば、動作が他に及ぶことがないというように考えてよいと思われる。

表面主語のところから、動作が他に及ぶことがないということを軸にして考えてゆくと、それは、正に、受動文がその最も大きな意味上の特質としてもっているものであることに気づくであろう。受動文がどういう場合に用いられるかということは、受動文の作り方とは全く別の次元の問題であるが、概略的に言えば、すでに触れるところがあったように(→§1)、談話の流れが、表面主語の位置に、その文のテーマづけを担うものとして、非動作主を要求する場合であるとしてよい。逆に、表面主語の位置に非動作主が要求されている場合、その要求を満たしうる構文は、上でもみたように、受動文だけであるわけではない。

つまり、表面主語の位置に、その文のテーマづけを担うものとして、非動作主を据えるという働きでは、中間動詞を含む文も、受動文も、さらには、次の(25)に掲げる文も、同じ機能を果たしていることになり、動作が主語の位置から他に及ぶことがないという点でも同じあることになる。

- (25) (a) This material doesn't wash. (この生地は洗いがきかない。)
 (b) These books are not going to sell quickly.
 (これらの本は売れ足が早くはないであろう。)
 (c) The door opened.
 (b) The cup broke.

もちろん、受動文と(25a), (25b)のような能動受動文(activo-passive)との違いが改めて問題とされてしかるべきであるし(cf. Oosten, 1977), また、受動文と(25c), (25d)との違いも問題とされてしかるべきものである(cf. Halliday, 1967, p. 217)。

しかしながら、もしも、受動文の最も大きな機能を、表面主語の位置に非動作主を据えるということ、もっと言うなら、通例は動作主によって占められる文頭の位置を、動作主でないものに明け渡すということ、に求めるとするならば、中間動詞を含む文や、(25)の文などは、そのままの形で、受動変形を受けた文と同じ機能を果たしていることになる。それは、とりもなおさず、これらの文が、受動変形を受けるべき最も大きな理由の一つを欠いていることを示していることになる。

受動変形の適用に関して課せられる条件は複雑で、様々の角度からの考察が行われてきているが、比較的最近提案されたものの中では、Jackendoff (1972)のものが出色のものであろう。それは、主題階層条件(thematic hierarchy condition)の名で呼ばれ、概略、「受動文において by によって率いられる句

は、主題階層において、派生主語よりも上位のものでなければならない。」とするものである。(Jackendoff, 1972, p. 43)。主題階層は、次の (26) に示すように、三つのランクに分かれている。

- (26) 1. Agent
2. Location, Source, Goal
3. Theme

すなわち、1位が「動作主」(Agent)、2位が「場所」(Location)、「起点」(Source)、「着点」(Goal)、3位が「主題」(Theme)であるから、受動文の by によって率いられる句が動作主である場合と、主題である場合とに限って言うと、それが動作主である限り、適格な受動文の得られる道は常に開かれており、それが主題である限り、適格な受動文は得られないということになる。

典型的な例を次の (27), (28) に引いておくことにしよう (Jackendoff, 1972, p. 44)。

- (27) (a) John hit the car with a crash. (= (24))
(b) *The car was hit by John.
(28) (a) *Five dollars are cost by the book.
(b) *Two hundred pounds are weighed by Bill.

(27a) の John は、二とおりに解釈することが可能である。動作主である場合と、主題である場合とである。動作主である場合には、「ジョンはその車をガチャンと打った。」というような意味となり、主題である場合には、(24) に与えた日本語の訳のごとき意味となる。が、(27b) のように受動文になると、John が主題である場合の読みは消える。(27b) が適格な文であるなら、John は、主題階層において the car よりも高いものである必要があり、その the car は、「場所」または、「着点」であると考えられるので、John は、主題であってはならず、動作主でなければならなくなるからである。(28a) と (28b) の場合には、受動文において by によって率いられる句 (the book / Bill) が「主題」であり、受動文の主語 (Five dollars / Two hundred pounds) は、「場所」(Location) を示し、主題階層において、by による句のほうが派生主語より低いことになるので、不適格な文であることになる、というように説明される。

このような主題階層条件は、実際に適用する段になると、階層の順位決定において紛れのでくる場合も少なくなく、また、誤った予測をすることも出て

くと思われる。例えば、次の (29a), (30a) の各文については、受動化が可能であるという誤った予測をすることになる (これは、小野塚裕視氏の指摘による)。

- (29) (a) The room has two windows. (= (7a))
 (b) *Two windows are had by the room.
 (30) (a) I have six brothers. (= (10a))
 (b) *Six brothers are had by me.

(29a) と (30a) に対応する受動文においては、by によって率いられる句は、「場所」を示し、派生主語は「主題」を示している。したがって、by による句のほうが、派生主語よりも、主題階層において高く、したがって、受動文の不適合条件に外れることになる。つまり、(29b) と (30b) とは、不適合でなければならないということはないということになる。possess, lack, contain, comprise, hold (収容する) などの動詞についても、主題関係は (29), (30) の場合と同様であり、Jackendoff の主題階層条件は、やはり、受動化が可能であるという誤った予測をすることになる。が、これらの動詞を、本来的には、一種の存在文であると考え、受動文は、そもそも、必要のないものであると考えるなら、受動文の存在しないことは、極めて自然な説明を受けることになるであろう。

受動文に対する主題階層条件には、上で触れたような不備が確かに、ある。けれども、全体的には、まことに巧妙にできているものである。むしろ、巧妙にできすぎているというところがあるので、かえって、気になることがいくつか出てくるのであるというべきであるのかもしれない。例えば、いくら巧妙にできているものであるからといって、ただそれを機械的に、これぞと思う文に適用し、この文は主題階層条件に合う、この文は合わないというような判定を、やみくもに、ただ下しさえすればよいというものではあるまい。また、我が受動文を用いようとするときも、一々、主題階層条件に合致するかどうかということを計算してから、その使用を決定するわけでもないであろう。もちろん、私は、統語論的に明確な定式化を許す構造記述や、変形操作の適用によって生ずる構造変化などと、それらが実際に適用される際に考慮されなければならない条件とを、ごちゃ混ぜにしようと思っているのではない。むしろ、これら二つのことは、できるだけ厳重に区別するほうがよいと信じている。私が、ここで問題にしたいのは、むしろ Jackendoff の主題階層条件は、受動文の場合、どうして存在し、どうして、多くの場合、つじつまが合う仕組

みになっているかという点である。

こういう問題を頭の中で転がしているうちに至りつく答えが、すでに繰り返して述べている本稿の中心的な論点の一つ、すなわち、受動文というのは、表面主語の位置を動作主以外のものに明け渡す仕組みの代表的なものの一つであるという考え方であることになるのではないと思われる。この考え方は、次の二つの場合、特に、有効であるように思われる。一つは、能動文の主語が動作主 (Agent) である場合であり、もう一つは、能動文の主語が主題 (Theme) である場合である。前にも触れるところがあったように、能動文の主語が動作主である場合、受動文への道は、少なくとも、常に開かれているとってよく、能動文の主語が主題である場合、受動文への道は、常に、閉じられているからである。能動文の主語が主題である場合というのは、能動文の主語が、すでに、動作主以外のものであるということであり、このことは、とりもなおさず、その文が、受動文を作るべき動機づけをもたないということの意味する。

ここで、これまで挙げてきた主要な例を次の (31) にまとめ、表面主語と受動文との関係を整理しておくことにしよう。

- (31) (a) The room has two windows. (=7a)
 (b) This book cost five dollars. (=8a)
 (c) John weighs two hundred pounds. (=9a)
 (d) John hit the car with a crash. (=24)
 (e) This material doesn't wash. (=25)
 (f) These books are not going to sell quickly. (=25b)
 (g) The door opened. (=25c)
 (h) The cup broke. (=25d)

(31) に挙げた例は、すべて、能動文の主語が非動作主であり、そもそも、受動文を作るための動機づけを欠いているものであることになる。これらのうち、(31e) から (31h) に至る例は、確かに、自動詞用法のものである。したがって、これらの文について、受動文を作るための動機づけということの問題にするのはおかしいという反論も十分に成り立つ。けれども、動機づけを問題にするのはおかしいというのは、同じように、(31a) から (31d) に至る、いわゆる他動詞を含む文にもあてはまるということに注意したいのである。表面的な形式におけるいわゆる目的語の有無によって、(31a) から (31d) に至る文と、(31e) から (31h) に至る諸例との間にみられる相似性を見失ってはならないということである。純粹の自動詞表現においては、独立変項は一つしかない。

したがって、それが主語の位置を占めざるをえないことになる。もしも、それが主語の位置を明け渡すとなると、主語のない文ができあがることになり、非文法的な文になってしまうからである。ゆえに、主語の座を明け渡すことはできず、対応する受動文もないことになる。受動文が存在しうるためには、前置詞を伴っている名詞句をも含め、少なくとも二つの独立変項が必要である。(31a) から (31d) に至る例は、一見すると、二つの独立変項を含むように見えるけれども、それは一種の文法的メタファーによるものであって、意味上は、一つの独立変項を含むものと考えられるというように言ってもよいであろう。

5. by による句が非動作主である場合

受動文が作られる際、いわば、能動文の主語の位置を追われる羽目となるのは、典型的には、動作主であると考えてきたが、それは、必ずしも、動作主に限られているわけではない。既出の例も含め、次の(32)に、その能動形が動作主を含まないと考えられる例をいくつか挙げてみよう。

- (32) (a) The room has two windows. (=7a)
 (b) I have six brothers. (=10a)
 (c) John owns the hotel.
 (d) Harry regards Bill as pompous. (ハリーはビルをおうへいだと思っている。) [Jackendoff, 1972, p. 45]
 (e) You saw that table.
 (f) John knows English.
 (g) John likes girls.

(32) に挙げた例は、能動文の主語が動作主ではないものである。また、それらは、主題でもない。もしも、それらが動作主であるか主題であるなら、それらに対応する受動文の存在・非存在は、前節(→§4)でも触れたように、比較的紛れが少ない。主題階層条件において最高位を占める動作主の場合には、受動文への道は常に開かれており、最低位の主題の場合には、受動文への道は常に閉ざされているというように考えられるからである。

問題が出てくるのは、ある程度予想されるところでもあるが、能動文の主語が、主題階層条件において中位を占めるものの場合であると思われる。中位を占めるのは、場所 (Location), 起点 (Source), 着点 (Goal) であるから、問題となる能動文は、その「主語—目的語」が、Location (Source, Goal)—Theme の形をとっている場合であることになる。まず、(32) の各例について、その主

語と目的語との主題階層がどうなっているか、次の(33)に示してみることにしよう。

- (33) (a) Location — Theme
 (b) Location — Theme
 (c) Location — Theme
 (d) Goal — Theme (Jackendoff, 1972, p. 45)
 (e) Location — Theme
 (f) Location — Theme
 (g) Location — Theme

これらの「中位の主語—主題である目的語」を含む能動文は、一括して、対応する受動文をもつとか、もたないとか言うのは困難である。少なくとも、最高位の動作主主語の場合には受動化が可能で、最低位の主題主語の場合には不可能であるとする際の断定度と同じ断定度で、その可能・不可能を断定することはできない。受動文は、可能なこともあれば、不可能なこともあり、この点においても、正に中間的であるからである。(32)の例を少し具体的にみてゆくことにしよう。

まず問題になるのは、(32a), (32b) には受動文がなく、(32c) には受動文が可能であるという点であろう。この点に関しては、すでに触れるところがあったように(→ §3, 用例(20))、目的語が不定名詞句である場合には、機能上、存在文と等しく、受動文は無縁のものとなるが、(32c) におけるように、目的語が定名詞句の場合には、存在を示すという解釈が可能であるとしても、それは、there 構文による存在とは異なるものであり、受動文への道は閉ざされてしまうのではないというように考えられる。一般に、there 構文による存在は、不定名詞句を独立変更とするものであり、広い意味における提示文 (presentational sentence) と考えることができるのに対し、定名詞句を独立変項の一つとする存在文は、提示文ではありえず、能動文の目的語である定名詞句表現は、既知項目として、受動文の主語の位置に据えることができることになるという違いがあると思われる(但し、後述(44)の例を参照)。

次に、(32d), (32e) に関しては、次の(33)に示すような受動文が可能である。

- (33) (a) Bill is regarded by Harry as pompous. [Jackendoff, 1972, p. 45]
 (b) Was that table seen by you? [Householder, 1978, p. 173].

しかしながら、(32f) と (32g) とは、そのまま受動文を作っても、(34) が示すように、適格な文は得られない。

- (34) (a) English is known by John.
 (b) Girls are liked by John.

けれども、同じ know, like でも、次の (35) のような場合であれば、受動文は可能である。

- (35) (a) It is known by the police that we have a hot-plate. [Ross, 1972, p. 324]
 (b) Nero is liked by many of the Gauls. [Ross, 1972, p. 323]

一般に、受動文における「by+名詞句」は「by 動作主」(by-Agent) の名で呼ばれており、このことから分かるように、受動化に際し、能動文の主語の位置を追われる羽目になるのは、動作主が典型的なものであることになるが、ここで注意すべき点が二つあるように思われる。一つは、主語の位置を追われる動作主は、通例、受動文においては、表現されないということであり、もう一つは、(32) のいくつかの例でみたように、能動文の主語の位置を追われるのは、動作主に限られるというわけではないということである。

我々は、談話の流れが非動作主を主語の位置に要求するとき用いられる構文の一つが受動文であるとしたが、受動化によって、主語の位置を追われるものがどうなるかということにはあまり言及することをしなかった。が、もしも、主語の位置を追われる動作主に対して、特別の興味が示されないなら、それが表現されないのは、当然の成り行きであるとしてよい。Allen (1974, p. 268) によれば、話される場合と書かれる場合を問わず、英語で用いられる受動文の 90 パーセントは、他の言語においてなら不定代名詞や再帰形の用いられる場合に対応するものであり、動作主は明示されないとされている。この推定は、おそらく正しいものと思われる。

もちろん、「by+動作主」の明示されることもなくはない。が、それは、「by+動作主」が示されるべき特別の理由がある場合に限られるとあってよい。つまり、有標 (marked) であるといつてよい場合で、情報構造上、新情報を担う場合とか、それが無いと意味が完結しない場合 (例えば、This poem was written by Keats. など) に限られることになる。

しかしながら、能動文の主語の位置を追われるものが動作主ではなくて、例

えば、場所 (Location) である場合には、事情がやや異なってくると思われる。一般に、Jackendoff (1972) のいわゆる主題階層というものがあるが、どうして成立するのかということに関しては、論ぜられることがほとんどないと思われるが、究極的には、人間の文化が人間中心的にできているため、人間の興味や関心ということを経験量の上からみるとすると、主題階層において高位のものほど、情報量が小さく、低位のものほど情報量が大きいのではないかと思われる。

もしそうであるなら、能動文の主語の位置を追われるものが、例えば、場所 (Location) である場合、それは動作主より情報量の大きいものであり、したがって、受動文になった場合も、動作主よりも、表現されないでいる度合いは少ないのではないかという予測が成り立つように思われる。実際には、もっと詳しい調査資料が必要であるが、(33) や (35) のような限られた例からも、少なくとも、そういう傾向があるのではないかということは察せられるように思われる。

受動文の主語の位置を追われるのが動作主だけでなく、場所 (Location)、起点 (Source)、着点 (Goal) などでもありうるという事実は、一般化して述べるとうどういうことになるであろうか。何が能動文の主語の位置から追われ、何が受動文の主語になると言えばよいであろうか。それは、主題階層において、より高いものが追われ、より低いものがその後で据えられるという言い方をすればよいことになるであろう。どうして、こういう、例えば、Location—Theme の型の文に受動化が生ずるのかということ、結局、統語論的には、Agent—Theme のような典型的な型の類推的拡大使用であると考えられる (cf. Ross, 1972, p. 323)。しかし、この類推的拡大使用には、かなり厳しい制約があると思われる。

その制約は、本来、能動文の主語が動作主であるときの制約と質的に異なるものであるとは思われない (→ §6)。それが、より厳しいものであるように思われるのは、能動文の主語が非動作主である場合、その制約を十分に守ることが、動作主主語の場合よりも、いっそう困難であるからではないかと思われる。

6. 受動文に対する制約

我々は、すでに、繰り返し、受動文というのは、その文のテーマづけを担う主語として、動作主以外のものを文頭へ置きたいときに用いる構文の一つである旨を述べてきている。こういう考え方が、受動文というものを、ただ、対

応する能動文と関連あるものとして、いわば、局地的に狭くとらえるのではなく、いわば、巨視的にとらえようとする試みであることは、明らかであろう。受動文と競合関係にある構文が、単に対応する能動文に限られているのではなく、他の非動作主主語構文がすべて含まれてくることも、ある程度、すでに(→§4)触れたとおりである。ここでは、ある文のテーマづけを担う主語として、非動作主を文頭の主語の位置に置きたいという希望がありさえすれば、受動文は自由に用いることができるのかという問題を少し考えてみることにしよう。

結論から先に言うと、希望がありさえすれば、受動文の自由な使用が可能になるということはない。様々な条件や制約があるからである。ところが、それらの条件や制約は、定式化しようとする、おそらく、受動文に関する諸問題の中で最も困難な部分の一つであることになってくると思われる。これを全く統語論あるいは意味論の領域の問題として限定すきことが困難であるということがあり、また、究極的には、話し手の信念や、話し手の属する文化圏における一般的評価というような要素がからんでくるからであると思われる。

そういう困難はあるけれども、大体の見通しから言えば、受動文の主語は、少なくとも、受動文の主語として「ふさわしい」(appropriate)なものでなければならないということが言えるであろう。「ふさわしい」という概念が、このままでは、極めて不明確なものであるという点は否定のしようがない。が、ある程度の限定を加えてゆくことが不可能であるわけでもない。

ある名詞句が受動文の主語としてふさわしいかどうかということは、二つの角度から検討してゆくことができるように思われる。一つは、受動文の述部、特に動詞句との関係であり、もう一つは、談話の流れの中におけるトピックとしての資格である。両者は、互いに無関係であるわけではないが、動詞句との関係というのは、文の内部における関係であり、トピックとしての資格というのは、その文のテーマづけを担うものとしての機能と、文を越えたより広い脈絡における機能とを併せもつものであるということになるであろう。受動文の主語は、これら二つの観点において、その適格性が保証されるなら、「ふさわしい」ものであるとすることができるのではないかと思われる。

まず、受動文における動詞句は、派生主語の特性(property)を述べるものであり(Fiengo, 1974, p. 50)、したがって、受動文の主語は、その動詞句のほうからみると、その動詞句によって特性を述べられる対象でなければならないことになる。この議論は、受動文における be を連結詞(copula)として

の *be* と同一のものであるとすることが不可能ではないとする議論 (Fiengo, 1974, p. 48) に基づいているものであるが、これには十分の理由があると思われる。

ただ、具体的な例をみると、文法的なメタファーといつてよい現象とか、常用されている句の類推用法であると考えられる場合とか、動詞と目的語との結びつきの強さの度合い (cf. Bolinger, 1975, p. 75) など、様々の因子が介在して、一般化をすることが極めて困難である。けれども、強いて一般的な傾向とでも言えるものを求めるとすれば、次の二つのことが得られるのではないかとと思われる。一つは、派生主語についてであるが、受動文の主語は、動詞句によってその特性を述べられるものであるということと、一般に、無標の場合、(能動文の場合も含め) 主語は旧情報を示すということとを併せ考えると、受動文の主語は、定名詞句表現であることが望まれる度合いが、能動文の主語の場合よりもさらに大きいということがあるのではないかとと思われる。これは、もちろん、受動文の主語に不定名詞句表現が生じないということの意味するものではない。が、それは、なんらかの意味で有標的な場合であると考えられるのではないかとということである。

ここですぐ問題になってくることの一つはイディオムの場合である。が、イディオムというのは、どのみち、特別なものであり、むしろ、別扱いにするのがよいと思われる。これを Fiengo (1974, p. 51) のように、イディオムでないものと同列に扱い、例えば、次の(36)における派生主語は、すべて、指示物 (referent) をもっているとするのは行き過ぎであると思われる。

- (36) (a) Advantage was taken of Mycroft.
 (b) Heed was paid to the Hydra.
 (c) Tabs were kept on Telemachus.
 (テレマカスが監視されていた。)

一般に、イディオムの中の名詞句は指示物をもたず、文の有標的テーマづけを担う左方転位を受けることもできない (cf. Rodman, 1974) という特性をもっているものであるからである。むしろ、指示物をもたない読みが可能であるから、イディオムとしての読みが可能となるのであると考えるべきものであろう。事実、次の(37)は、指示物をもつ読みの場合には、イディオムとしての読みが成り立たないことを示していると考えられることができる。

- (37) (a) John kicked the bucket.
 (ジョンはそのバケツをけつとばした。/ ジョンは死んだ。)
 (b) The bucket was kicked by John.
 (そのバケツはジョンにけつとばされた。)

Fiengo (1974, pp. 50-53) は、要するに、(36) の派生主語は意図された指示物をもち(したがって、イディオムとしての読みが可能であり)、(37b) の派生主語は指示物をもたない(したがって、イディオムとしての読みが不可能である)という主張をしていることになるが、首尾一貫した説明であるとは思われない。(36)の各例にどうしてイディオムとしての読みが与えられるのかという問題が残るが、これは、イディオムを構成している要素同士の引き合う力が大きいからであると言うことができるのではないと思われる。あるいは、次の(38)のイディオムとしての読みの場合と同様、文全体がイディオムであるという扱いをしてもよいかもしれない (cf. Fiengo, 1974, p. 55)。

- (38) The ice is broken. (固苦しさは取り除かれた。)

受動文の主語は、その動詞句によって特性を述べられるものでなければならないという考え方は、同時に、もう一つの一般化、すなわち、受動文の動詞句は、その主語の特性を述べるという機能を果たすのにさふわしいものでなければならないという一般化と表裏をなすものであると考えることができるであろう。この一般化を例証するものとして、Bolinger (1975, pp. 73-74) から、次の(39)の諸例を借りることができると思われる。

- (39) (a) The Kon-Tiki has twice sailed the Pacific.
 (b) *The Pacific has been sailed twice by the Kon-Tiki.
 (c) The Pacific has been sailed by the mightiest fleets in history.
 (40) (a) I often visit the capital.
 (b) *The capital is often visited by me.
 (c) The capital is visited by many tourists every year.
 (41) (a) My brother has lived in Chicago.
 (b) Chicago has been lived in by my brother.
 (c) Chicago has been lived in by generations of immigrants.
 (42) (a) A bug crawled on him.
 (b) *He was crawled on by a bug.
 (c) He was stepped on by an elephant.
 (43) (a) The bird alighted on the house.

- (b) *The house was alighted on by the bird.
 (c) The house was alighted on by the helicopter.
- (44) (a) Smith owns that property.
 (b) ?That property is owned by Smith.
 (c) That property is owned by Smith and Wessen.
- (45) (a) John deserted the Army.
 (b) *The Army was deserted by John.
 (c) The Army was deserted by its commander-in-chief.
- (46) (a) The speaker yelled into the mike.
 (b) *The mike was yelled into by the speaker.
 (c) This mike is too delicate to be yelled into by somebody with a voice as loud as yours.

(このマイクはきしゃなでだから、君のような大きな声の持ち主になられたらこわれてしまうよ)

これら (39) から (46) に至る各組 (b) の例から分かるように、受動文の述部に、「いかだ」とか「個人」とか「虫」、「小鳥」などのように小さなもの、無力なものがきている場合、その受動文は容認されないのに対し、各組 (c) の例から分かるように、同じ述語動詞が用いられている場合でも、「艦隊」とか「大勢の人々」とか、「象」、「ヘリコプター」などのように、比較的大きなもの、有力なものがきている場合には、容認可能となっている (Bolinger, 1975, pp. 73-74)。これらの例によってみれば、受動文の形がおかしいとか、おかしくないとかいうのは、原理的には、次の (47) の (a) がおかしく、(b) がおかしくないのと平行的であることが理解されるであろう。

- (47) (a) *The Capitol is by the side of my house.
 (国会議事堂は私の家のそばにあります。)
- (b) My house is by the side of the Capitol.
 (私の家は国会議事堂のそばにあります。)

すなわち、(47a) がおかしいのは、「国会議事堂」というものをテーマにし、「私の家」というものとの位置関係を述べるということが、我々の通例の談話の中には生じにくいということがあるからであり、同様に、受動文の場合も、派生主語 A をテーマとして選び、それについて B という特性を述べるという形になっているので、A と B との結びつきが我々の談話の世界に生じにくいことであるなら、その受動文の容認可能性は低くなるということである。

あることについて、あることを述べるということが、我々の談話の世界の中で生じにくいかどうかということに関する判断は、当然のことながら、微妙な

問題であり、同時に、文化的背景の違いによって差異の生ずることが予測される問題である。受動文における派生主語が非動作主であることを思えば、このことが、受動文の主語は、真に動作の影響を受ける客体 (true patient) である限り、すなわち、その述部に示されている行為や動作によって「その文化の中で問題とされるような影響」を受けると判断されるものである限り、容認され、そうでなければ容認されないという考え方に発展してゆくのは自然であると考えられる (cf. Bolinger, 1975, p. 67)。我々は、あるものの単なる存在・非存在を示している文は対応する受動文をもたない旨を述べているが(→§3)、この種の、広い意味における存在文が、「その文化の中で問題とされるような影響」を受けけるものをもたない構造であることも明らかで、この意味においても、存在文の中には、受動文の主語になりうる名詞句が含まれていないということになるであろう。

7. 結 語

我々は、まず、受動文というのは、その文のテーマづけを担う主語として、動作主以外のものを文頭へ置きたいときに用いうる構文の一つであるとした。このことから、まず、動作主が文頭の主語の位置にある文は、受動文ではなく、動作主以外のものが主語の位置にある文は、受動文である場合と、受動文でない場合とがあることになる。受動文である場合に限ってみると、その対応する能動文には、独立変項である名詞句が少なくとも二つあるものに限られ、また、その能動文の主語は、典型的には、動作主であり、場所 (Location)、起点 (Source)、着点 (Goal) などを表すもの場合は、動作主の場合の類推による拡大適用であると考えた。

独立変項が二つければならないというのは、いわば、統語的な必要条件であって、独立変項が二つありさえすれば、受動文が可能になるというものではない。独立変項が二つ与えられていても、それが文法的なメタファーであると考えられる場合は、特に注意を要する。受動文を許す場合もあり、許さない場合もあるからで、最終的には、許されるものに関しては、一つ一つ、辞書にその旨記載されるべきであるように思われる。しかし、文法的メタファーであっても、意味上、ものの単なる存在・非存在を示すものは、受動文にはならないと思われる。

文法的メタファーを除いた残りのものについては、受動文の主語に課せられる制約と、受動文の述部に課せられる制約とがあり、それらがともに満たされ

ている場合に、受動文は容認可能なものとなとした。が、実際には、文化的要因が働いている場合が少なくなく、統語的な規約で定めることはできず、不確定な部分が残るのはほむをえないとした。なお、受動文を言語的普遍性として特色づける試みに関する議論については、安井 (1978c) に譲ることにする。

REFERENCES

- Allen, W. S. (1974). *Living English Structure*. Fifth edition. London: Longman.
- Bolinger, D. (1975). "On the passive in English", in Makkai and Makkai (eds.) (1975), pp. 57-80.
- Bouton, L.F. (1973). "Some reasons for doubting the existence of a passive transformation", in Kachru et al. (eds.) (1973), pp. 70-80.
- Chomsky, N. (1965). *Aspects of the Theory of Syntax*. Cambridge, Mass. M.I.T. Press.
- (1972). *Studies on Semantics in Generative Grammar*. The Hague: Mouton.
- Fiengo, R.W. (1974). *Semantic Conditions on Surface Structure*. Ph.D. Dissertation. M. I. T.
- (1977). "On trace theory", *Linguistic Inquiry* 8: 35-61.
- Grice, H. P. (1967). *Logic and Conversation*. Unpublished manuscript.
- Halliday, M. A. K. (1967). "Notes on transitivity and theme, Part 2", *Journal of Linguistics* 3: 199-244.
- Householder, F. W. (1978). Review of Makkai and Makkai (eds.) (1975), *Language* 54: 170-176.
- Jackendoff, R. S. (1972). *Semantic Interpretation in Generative Grammar*. Cambridge, Mass.: M.I.T. Press.
- Jespersen, O. (1924). *The Philosophy of Grammar*. London: Allen.
- Kachru, B. B. et al. (eds.) (1973). *Issues in Linguistics: Papers in Honor of Henry and Renée Kahane*. Urbana: University of Illinois Press.
- Kuhn, T. S. (1962). *The Structure of Scientific Revolutions*. Chicago: University of Chicago Press.
- Labov, W. (1969). "Contraction, deletion, and inherent variability of the English copula", *Language* 45: 715-761.
- Makkai, A. and V.B. Makkai (eds.) (1975). *The First LACUS Forum 1974*. Hornbeam Press: Columbia, SC.
- McCawley, J. D. (1970). "English as a VSO language", *Language* 46: 286-299.
- Oosten, J. (1977). "Subjects and agenthood in English", *Papers from the Thirteenth Regional Meeting of Chicago Linguistic Society*, pp. 459-471.
- Perlmutter, D. M. and P.M. Postal (1977). "Toward a universal characterization of passivization", *BLS* 3, pp. 394-417.
- Rando, E. and D. J. Napoli (1978). "Definites in there-sentences", *Language* 54: 300-313.

- Rodman, R. "On left dislocation", *Papers in Linguistics* 7: 437-466.
- Ross, J.R. (1972). "The category squish: endstation Hauptwort", *Papers from the Eighth Regional Meeting of Chicago Linguistic Society*, pp. 316-328.
- 安井 稔 (1975). 「受身文と非動作主主語」『英語文学世界』50. 6.
- (1978a). 『言外の意味』研究社。
- (1978b). 『新しい聞き手の文法』大修館。
- (1978c). 「受動文と主語型言語」『英語青年』53. 10